

第173号議案

地方独立行政法人長崎市立病院機構第4期中期目標について

| 目次                                   | ページ |
|--------------------------------------|-----|
| 1 中期目標の概要                            | 2   |
| 2 記載事項                               | 3   |
| 3 目標期間                               | 3   |
| 4 第4期中期目標のあらまし                       | 3   |
| 5 第4期中期目標                            | 5   |
| 【参考資料1】 地方独立行政法人長崎市立病院機構の概要          | 14  |
| 【参考資料2】 第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価（見込評価） | 18  |
| 【参考資料3】 長崎みなとメディカルセンターの看護師不足の状況      | 21  |
| 【参考資料4】 地方独立行政法人長崎市立病院機構の経営状況        | 22  |
| 【参考資料5】 地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会からの主な意見 | 23  |
| 【参考資料6】 地方独立行政法人法（抜粋）                | 24  |

市民健康部

令和5年12月

## 1 中期目標の概要

地方独立行政法人の業務運営における目標や評価の仕組みについては、地方独立行政法人法（以下「法」という。）により規定されている。

「(1) 中期目標」は、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「法人」という。）の設置者である市長が、法に基づき法人に指示する「法人が達成すべき業務運営に関する目標」である。

法人は、この中期目標達成のため、「(2) 中期計画」及び「(3) 年度計画」を策定し、これに基づき計画的に業務を行う。

また、第3期中期目標期間の最終年度に当たる令和5年度には、中期目標期間終了後の見込評価を行い、評価結果を第4期中期目標に反映させることで、中期目標管理の実効性を高めることとしている。

### (1) 中期目標（法第25条）

市長は、法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、法人へ指示する。

なお、中期目標を定める際は、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決が必要となる。

### (2) 中期計画（法第26条、第83条）

法人は、中期目標を達成するため中期計画を作成し、市長の認可を受けなければならない。

なお、中期計画を認可する際は、あらかじめ議会の議決が必要となる。

### (3) 年度計画（法第27条）

法人は、各事業年度の開始前に、中期計画に基づき、年度ごとに業務を計画的に遂行できるよう年度計画を作成し、市長に届け出なければならない。

### (4) 業務の実績評価等（法第28条）

市長は、次のア～ウにより業務の実施状況等実績を評価し、必要に応じ業務運営の改善等に対し、指導、命令等を行うことができる。

ア 年度評価（各年度終了時に実施）

イ 中期目標期間の見込評価（中期目標期間の最終年度に実施）

ウ 中期目標期間の実績評価（中期目標期間の終了後に実施）

## 2 記載事項

法第25条第2項の規定により、中期目標には次の第1から第5にかかる事項について記載することとされている。

- |                                    |
|------------------------------------|
| 第1 中期目標の期間（3年以上5年以下で市長が定める期間）      |
| 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 |
| 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項              |
| 第4 財務内容の改善に関する事項                   |
| 第5 その他業務運営に関する重要事項                 |

## 3 目標期間（法第25条第1項）

理事長の任期において市長が示す目標を達成するための取組みを進めるべく4年間とする。

## 4 第4期中期目標のあらまし

第3期中期目標期間の見込評価を基に振り返りを行い、地域医療を取り巻く社会の変化を踏まえ、地域の基幹医療機関である病院機構が担う役割を果たすため、第4期中期目標期間において重点的に取り組む項目を設ける。

### (1) 第3期中期目標期間の振り返り

- ・ 民間医療機関では対応が難しい救命救急医療や集中治療機能（ICU、NICU等）の充実
- ・ 日進月歩の高度医療に迅速に対応できる人材の登用や先端医療設備・機器の整備
- ・ 設立以降3期12年で地域の急性期医療、高度急性期医療を担う基幹医療機関としての機能的基盤をほぼ確立

## (2) 地域医療をめぐる社会の変容と新型コロナのインパクト

- ・人口減少及び少子高齢化の急速な進展による医療需要の変化、生産年齢人口の減少による医療従事者の不足など、長崎市立病院機構（以下「病院機構」という。）を取り巻く地域の医療環境が法人設立当初から大きく変容
- ・地域の医療資源の規模と配置の適正化に向け、地域医療機関が一体となり、各医療機関が機能を分担しつつ連携を図ることが不可避
- ・新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の流行でもたらされた医療崩壊の危機が、救命救急をはじめ一般診療にも及び、現在の地域医療体制の脆弱性と課題が明確化
- ・新型コロナ診療の中核を担い、県内最大数の患者の受入れを行った病院機構においては、一般診療の大幅な縮小を余儀なくされ、所期の診療機能が一時的に崩壊
- ・新型コロナが、地域医療体制の再編及び病院機構自体の構造改革の実施に時間的猶予がないことを明示

## (3) 病院機構が果たすべき役割、取り組むべきこと

- ・感染症医療や救命救急医療、がん医療を含めた質の高い急性期・高度急性期医療を恒常的に長崎市民に提供できる体制の再構築
- ・職場環境、患者サービス、組織体制などの観点からの病院運営全般の見直し、早急な構造改革への着手
- ・地域医療全体の医療資源の規模と配置の適正化を実現するための先導役としての役割

## (4) 重点項目

- ① より質の高い救命救急医療、感染症医療、がん医療やその他の急性期・高度急性期医療を先端的かつ調和的に推進する。
- ② 地域の医療機関との役割分担と連携を見据えつつ、診療規模（病床数等）や診療内容を適正化する。
- ③ 医師の働き方改革関連法等を踏まえた各医療職を中心とした業務改善などにより働きがいのある病院づくりを推進し、もってスタッフの適正配置を実現する。
- ④ 法人の自主性、自律性を活かした効率的かつ持続可能な病院経営を実現する。

## 5 第4期中期目標

4(4)の重点項目を主とし、公的病院として病院機構が行うべき医療の提供、効率的・効果的な病院運営に関する目標を示す。

第3期中期目標と比べ、地域医療構想の実現に向けた病院機構の役割や機能の明確化、地域の医療機関との役割分担や連携、持続可能な経営を考慮した適正な診療規模を導出や、働きがいのある職場づくりなど新たに一步進めた内容にするとともに、ICTの利活用やサイバーセキュリティ対策など新たな項目を追加する。

| 第3期中期目標  |  | 第4期中期目標（案）  |  | 新規・重点項目 |
|--|--|---|--|---------|
| 第1 中期目標の期間   |  | 第1 中期目標の期間  |  |         |
| 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで  |  | 令和6年4月1日から令和10年3月31日まで  |  |         |
| 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項   |  | 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  |  |         |
| 1 診療機能   |  | 1 診療機能  |  |         |
| (1) 目指す医療  |  | (1) 担う医療  |  |         |
| ア 救急医療   |  | ア 救急医療  |  | 重点項目1   |
| <p>救命救急センターにおいては、適正な人員体制のもと安定した運営を行い、救急搬送応需率（救急車受入れ要請のうち受入れを行った割合をいう。）を向上させること。</p> <p>また、長崎市全体の救急医療体制の充実を図るため、地域の医療機関と消防局との連携及び役割分担を行うこと。</p> <p>さらに、救急医療人材の育成に努めること。</p> |  | <p>救命救急センター設置医療機関として、長崎大学との連携のもと、必要な人材を確保し、引き続き高い水準の救急医療提供体制の充実を図ること。</p> |  |         |

| 第3期中期目標 |  | 第4期中期目標（案） |  | 新規・重点項目 |
|---------|--|------------|--|---------|
| イ       | 高度・急性期医療<br><br>3大疾病（がん・心疾患・脳血管疾患）等をはじめとした高度・急性期医療の提供においては、地域の医療機関との連携及び役割分担を継続して行うこと。<br>また、地域がん診療連携拠点病院、地域脳卒中センターとして、地域の中核的役割を果たすこと。   | イ          | 急性期・高度急性期医療<br><br>がん、心疾患及び脳血管疾患をはじめとする急性期疾患に対し、より高度な医療を提供するとともに、地域を牽引する役割を果たすこと。  | 重点項目 1  |
| ウ       | 小児・周産期医療<br><br>地域周産期母子医療センターとして、地域の医療機関との連携及び役割分担を行い、小児・周産期医療におけるハイリスク出産や早産児等の受入れ体制を持続させるとともに、小児・周産期医療を担うスタッフの育成を進め、住民が安心できる医療提供体制を維持すること。  | ウ          | 小児・周産期医療<br><br>地域周産期母子医療センターの機能を果たし、ハイリスク出産や早産児等の適切な受入れ体制を充実させること。  |         |
| エ       | 政策医療<br><br>民間医療機関での対応が難しい結核及び感染症医療に引き続き取り組むとともに、新型インフルエンザ等の感染症発生時には、行政や関係医療機関と連携を図り、迅速かつ適切に対応できる体制の整備を行うこと。<br>また、災害発生時において、行政や地域の医療機関と連携し、災害拠点病院として患者の受入れを行い、医療救護活動等を実施するとともに、他の自治体において大規模災害が発生した場合は、医療救護活動の支援に努めること。<br>さらに、透析医療についても、引き続き実施すること。 | エ          | 政策医療<br><br>公立病院として、民間医療機関での対応が難しい医療の提供に引き続き取り組むこと。<br>新型コロナウイルス等の新興感染症等が発生した場合においても適切に対応できる医療体制を整備しておくこと。<br>災害発生時においては、行政や地域の医療機関と連携し、災害拠点病院として患者の受入れを行い、医療救護活動等を実施すること。 | 重点項目 1  |

| 第3期中期目標   |  | 第4期中期目標（案）   |  | 新規・重点項目 |
|---|--|--|--|---------|
| (2) 地域医療への貢献と医療連携の推進  |  | (2) 地域の医療連携の推進   |  |         |
| <p>地域医療に貢献するため、地域の医療機関と連携・協力体制をとり、診療情報・資源の共有化を図りながら、地域医療支援病院としての役割を果たすこと。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの中で、地域において切れ目なく在宅医療や在宅介護につなげるため、医療、介護における各関係機関と相互に情報共有し、連携を強化すること。</p> <p>さらに、地域医療構想を踏まえ、地域の医療機関との役割分担、機能分化や連携について積極的に検討を進めること。</p> |  | <p>地域医療支援病院としての機能の推進を図るとともに、地域の医療機関との連携を進める中で、地域全体の医療水準の向上に向けて牽引的役割を果たすこと。</p> |  |         |
| (3) 安全安心で信頼できる医療の提供体制   |  |  |  |         |
| ア 多職種連携によるチーム医療の推進  |  |  |  |         |
| <p>専門性を活かした医療を提供するため、医師をはじめとした医療スタッフが、診療科や職種を超えた多職種連携によるチーム医療を推進すること。</p>   |  |  |  |         |
| イ 医療安全対策の徹底   |  | (3) 医療安全対策の徹底  |  |         |
| <p>医療安全に関する情報の収集・分析を行い、医療安全対策の徹底を図ること。</p> <p>また、全職員が医療安全に対する意識の向上に努め、適切に行動できる体制づくりに引き続き取り組むこと。</p>   |  | <p>安全安心で信頼できる医療提供を行うため、医療安全に関する情報の収集・分析・共有を行い、医療安全対策を徹底すること。</p>               |  |         |
| ウ 院内感染防止対策の実施   |  |  |  |         |
| <p>院内感染防止に関する教育、訓練及び啓発を徹底するとともに、問題点の把握や見直しを継続して行い、院内感染防止対策を確実に実施すること。</p>   |  |  |  |         |

| 第3期中期目標   | 第4期中期目標（案）   | 新規・重点項目 |
|---|--|---------|
| <p data-bbox="165 209 842 245">2 患者・住民の視点に立った医療サービスの提供</p> <p data-bbox="203 288 562 325">(1) 患者中心の医療の提供</p> <p data-bbox="203 363 920 549">患者・家族の視点に立ち、インフォームド・コンセント（患者・家族が症状や治療について十分な説明を受け理解した上で、治療法の選択に合意をするプロセスをいう。）を徹底し、患者中心の医療の提供を行うこと。</p> <p data-bbox="203 592 501 628">(2) 患者の満足度向上</p> <p data-bbox="203 660 920 842">外来・入院患者のニーズや接遇について、定期的な把握及び客観的な分析を行い、迅速及び継続的な改善策を講じることで、患者満足度の向上を図ること。<br/>また、患者・家族視点でのサービス向上に努めるため、ボランティアとの連携を推進すること。</p> <p data-bbox="203 890 674 927">(3) 患者・住民への適切な情報発信</p> <p data-bbox="203 959 920 1107">病院に対する理解や医療・健康に対する関心を深めるため、診療情報、経営状況、医療及び健康に関する情報等について、パンフレット、ホームページや健康講座等による情報提供を積極的に行うこと。</p> <p data-bbox="203 1187 562 1224">(4) 外国人への医療の提供</p> <p data-bbox="203 1256 920 1404">国際観光都市として、長崎市を訪れる外国人観光客等が安心して医療を受けられる体制を充実させるため、外国人患者の受入れ拠点としての体制を整備すること。</p> | <p data-bbox="987 197 1688 261">2 患者・市民の視点に立った医療の提供・満足度の向上</p> <p data-bbox="987 293 1720 357">患者の権利を尊重し、患者・市民の視点に立った医療の提供を行うこと。</p> <p data-bbox="987 373 1720 437">また、患者や家族のニーズを把握し、継続的な改善に努め、患者サービスの向上を図ること。</p> <p data-bbox="987 453 1720 549">病院に対する市民の理解を深め、医療や健康に対する関心を高めるため、診療情報、医療及び健康に関する情報提供を引き続き積極的に行うこと。</p> |         |



| 第3期中期目標  | 第4期中期目標（案）  | 新規・重点項目   |
|--|---|---|
| <p data-bbox="170 204 517 236">3 法令・行動規範の遵守</p> <p data-bbox="170 268 898 416">医療法等の関係法令をはじめとした行動規範を遵守すること。<br/>また、個人情報保護、特定個人情報保護及び情報公開に関しては、市の条例等に基づき適切に対応すること。</p>  |   |   |
| <p data-bbox="125 480 741 512">第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p>   | <p data-bbox="947 480 1563 512">第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p>   |   |
|  | <p data-bbox="992 544 1305 576">1 持続可能な病院運営</p> <p data-bbox="992 608 1742 799">長崎県地域医療構想を踏まえ、将来の医療需要と効率的な病院運営を見据えた役割及び機能を明確にし、地域の医療機関との役割分担や連携を進めながら、持続可能な経営を考慮した病床数など適正な診療規模を導出すること。</p>                          | <p data-bbox="1760 544 1995 576">新規・重点項目2</p>   |
| <p data-bbox="170 855 786 887">1 PDCA サイクルの徹底による業務運営の改善</p> <p data-bbox="170 919 898 1031">内部統制の運用を進め、PDCA サイクルを徹底した適切な進捗管理を行い、経営環境を的確に見極めた効果的な戦略を持って業務運営を推進すること。</p> |   |   |
| <p data-bbox="170 1062 898 1118">2 医療従事者の適正配置及び質の向上を目指した組織づくり</p>  | <p data-bbox="992 1070 1608 1102">2 魅力ある職場環境づくりと人材確保・育成</p>   |   |
|  | <p data-bbox="1025 1142 1435 1174">(1) 働きがいのある職場づくり</p> <p data-bbox="1070 1206 1245 1238">ア 業務改善</p> <p data-bbox="1070 1270 1742 1422">医師の働き方改革関連法等を踏まえ、限られた医療資源で引き続き効率的に医療を提供していくため、医師のみならず全ての業務において改善を行うこと。</p> | <p data-bbox="1760 1206 1995 1238">新規・重点項目3</p> |

| 第3期中期目標   | 第4期中期目標（案）   | 新規・重点項目  |
|---|--|----------|
|   | <p>イ 働きやすい職場環境の構築</p> <p>職員の心身の健康の維持増進やワークライフバランスに配慮し、職員満足度の向上に向けて、働きやすい職場環境を構築すること。</p>   | 新規・重点項目3 |
| <p>(1) 適正配置と人材評価</p> <p>ア 医療スタッフの適正配置</p> <p>病院機構が目指す医療提供体制に必要な医師をはじめとした医療スタッフの適正配置を行うこと。</p> <p>イ 適正な人材評価制度の活用</p> <p>職員の意欲向上、専門性の向上及び組織の活性化を図るため、職員の業績・能力を公正かつ適正に評価する人材評価制度の活用を図ること。</p> <p>ウ 職員満足度の向上</p> <p>職員のワークライフバランスの推進に努め、働きがいと誇りをもって業務に精励できるよう働きやすい環境を整えること。</p> | <p>(2) 人材確保、適正配置</p> <p>担う役割、機能を果たしながら持続可能な病院運営を行うために必要な人材を確保し、適正に配置を行うこと。</p>   | 重点項目3    |
| <p>(2) 計画的な人材育成</p> <p>ア 医療スタッフの専門性向上</p> <p>各疾患に対する研究や治験を実施するとともに、医療スタッフの専門知識や技術の向上を図るため、体系的に部門別・テーマ別研修を行うなど、研修制度の充実を図ること。</p> <p>また、臨床研修病院として、初期研修医及び専攻医を積極的に受け入れるとともに、指導体制及び研修プログラム等を充実させること。</p>  | <p>(3) 人材育成</p> <p>ア 医療人材の育成</p> <p>質の高い、安全な医療を提供するため、専門知識や技術の向上に向けた医療人材の育成を行うこと。</p> <p>臨床研修病院として、指導体制及び研修プログラム等を充実させ、初期研修医及び専攻医を積極的に受け入れること。</p> |          |

| 第3期中期目標 |  | 第4期中期目標（案） |   | 新規・重点項目   |
|---------|--|------------|---|-----------|
|         | イ 事務職員の専門性向上   |            | イ 経営管理人材の育成   |           |
|         | 経営管理部門において、専門性の高い職員の確保・育成に努めるとともに、体系的に部門別・テーマ別研修を行うなど、研修制度の充実を図ること。<br>また、経営改善に向けた意識改革のための環境を整備すること。 |            | 病院経営に関する企画力・分析力・実行力を強化するため、経営分析、財務管理、医療事務等適切な病院運営に必要な専門的知識を有する人材の育成を行い、併せて経営管理を担う意識の向上を図ること。          |           |
|         | ウ 資格取得等に対する支援  |            |   |           |
|         | 職員の資格取得等に対する支援に当たっては、病院の理念のもと機能充実を目指した人材育成計画を策定し、その成果が活かされる仕組みを構築すること。                               |            |   |           |
|         |  |            | ウ 人事評価制度の活用   |           |
|         |  |            | 人事評価制度を人材育成のツールと捉え、職員の業績及び能力についての目標設定及び目標達成に向けた取組みに対する支援、公正かつ適正な評価を通じて、職員の意欲及び知識の向上とともに組織の活性化につなげること。 |           |
|         |  |            | <b>3 業務運営の改善</b>  |           |
|         |  |            | (1) 適正な業務運営   |           |
|         |  |            | 経営環境の変化を的確に見極めるとともに監事等の意見等を踏まえながら、より適切な業務運営を行うための絶え間ない改善を行うこと。<br>また、内部統制を徹底し、業務の適正化を図ること。            |           |
|         |  |            | (2) DXの推進   | <b>新規</b> |
|         |  |            | ICTなどのデジタル技術を積極的に活用し、医療の質の向上及び職員の負担軽減を図ること。   |           |

| 第3期中期目標  | 第4期中期目標（案）   | 新規・重点項目      |
|--|--|--------------|
| 第4 財務内容の改善に関する事項   | 第4 財務内容の改善に関する事項   |              |
| 1 持続可能な経営基盤の確立   | 1 地方独立行政法人の自主性、自律性を活かした持続可能な財務運営   |              |
| <p data-bbox="152 344 934 400">(1) 財務改善に向けた取組み</p> <ul data-bbox="210 408 934 834" style="list-style-type: none"> <li>・将来にわたって安定的かつ持続可能な経営基盤の確立を目指した長期計画を立て、業務運営を行うこと。</li> <li>・経営状況の的確な分析を行い、改善や効率化に向けた取組みを随時行うことで、より一層の経営改善を図ること。</li> <li>・累積欠損金について、計画的に縮減すること。</li> <li>・毎年度の経常収支比率を100パーセント以上とすること。</li> <li>・給与費、材料費及び経費の医業収益に占める目標値を設定し、その目標を達成すること。</li> </ul> | <p data-bbox="1016 344 1749 400">(1) 財務改善</p> <p data-bbox="1016 408 1749 834">           経営状況について、短期及び中長期的な分析を的確に行い、改善や効率化に向けた取組みを随時行うことにより、自主的・自律的で持続可能な財務運営を行うこと。<br/>           経営分析に基づく数値目標により適切な病床管理を行い、医業収益を向上させること。<br/>           併せて、個人未収金の発生抑制及び早期回収に確実に取り組み、個人未収金を減少させるとともに、機器の更新時期や契約方法を見直すなど材料費及び経費等の費用縮減を徹底すること。         </p> | <b>重点項目4</b> |
| <p data-bbox="152 850 934 906">(2) 安定的な資金確保に向けた取組み</p>   |  |              |
| <ul data-bbox="210 914 934 1185" style="list-style-type: none"> <li>・資金計画を立て、業務運営に必要な資金を安定的に確保すること。</li> <li>・医療制度改革や診療報酬制度の改定、医療需要の変化等に迅速かつ的確に対応し、確実な収入確保に努めること。</li> <li>・個人未収金の発生抑制及び早期回収に確実に取り組むこと。</li> </ul>   |  |              |
| <p data-bbox="152 1201 934 1257">(3) 計画的な施設及び医療機器等の整備</p>  |  |              |
| <p data-bbox="210 1265 934 1461">           施設及び医療機器の整備に係る投資については、費用対効果、地域の医療のニーズ等を総合的に判断し、計画的に実施すること。<br/>           また、実施後は、その効果を検証し、必要に応じて計画の見直し・課題の改善を行うこと。         </p>   |  |              |

| 第3期中期目標   | 第4期中期目標（案）   | 新規・重点項目 |
|---|--|---------|
| 第5 その他業務運営に関する重要事項  | 第5 その他業務運営に関する重要事項   |         |
| <p data-bbox="174 268 808 300">1 PFI事業者との連携による事業の円滑な推進</p> <p data-bbox="174 336 898 443">PFI事業者と連携を図り、施設の適正な維持・管理に努めるとともに、長期的な視点を持って事業の円滑な推進を図ること。</p> |  |         |
|   | <p data-bbox="987 485 1189 517">1 法令の遵守</p> <p data-bbox="987 553 1715 699">医療法をはじめとした関係法令を遵守すること。<br/>また、個人情報保護、特定個人情報保護及び情報公開に関しては、長崎市の条例等に基づき適切に対応すること。</p> |         |
|   | <p data-bbox="987 740 1397 772">2 サイバーセキュリティ対策</p> <p data-bbox="987 809 1715 874">サイバー攻撃を防ぐため、ハード及びソフト両面において必要な対策を速やかに行うこと。</p>                               | 新規      |

【参考資料 1】 地方独立行政法人長崎市立病院機構の概要

1 名 称

地方独立行政法人長崎市立病院機構

2 所在地

長崎市新地町 6 番 39 号

3 設立年月日

平成 24 年 4 月 1 日

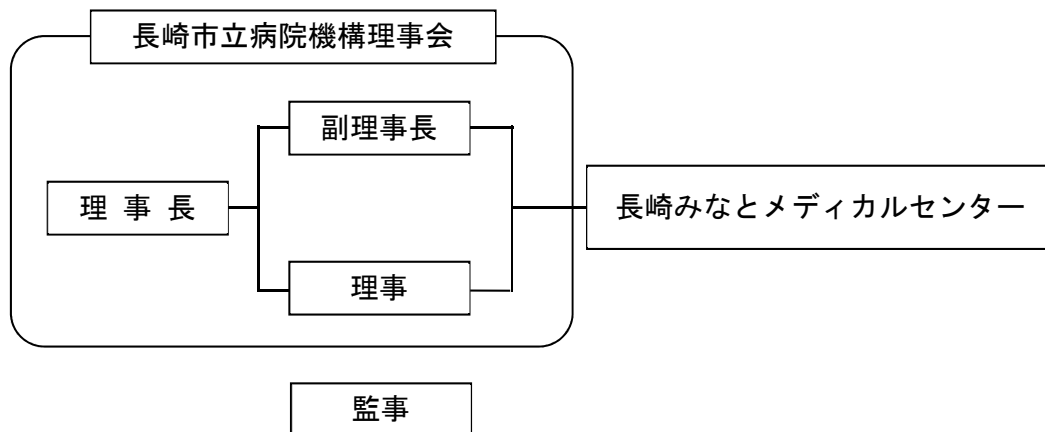
4 設立目的

長崎市における医療の提供、医療に関する研究、技術者の研修等の業務を行うことにより、市民の立場に立った質の高い医療を安全かつ安定的に提供し、もって市民の生命及び健康を守ることを目的とする。

5 役員の状況

役員 10 名（理事長：片峰 茂、副理事長（2 名）、理事（5 名）、監事（2 名））

6 組織図



7 常勤職員の状況 (令和5年4月1日現在)

職員数 1,091名

| 区分    | 正規職員<br>(再任用職員含む) | その他  | 計      |
|-------|-------------------|------|--------|
| 医師    | 109名              | 28名  | 137名   |
| 看護師等  | 528名              | 29名  | 557名   |
| 医療技術職 | 159名              | 6名   | 165名   |
| 事務等   | 66名               | 166名 | 232名   |
| 計     | 862名              | 229名 | 1,091名 |

8 長崎みなとメディカルセンターの概要

(令和5年4月1日現在)

|       |  |  |
|-------|--|--|
| 所在地   | 長崎市新地町6番39号  |  |
| 開設年月日 | 昭和23年12月1日   |  |
| 院長    | 門田 淳一  |  |
| 許可病床数 | 513床   |  |
| 一般病床  | 494床   |  |
| 結核病床  | 13床  |  |
| 感染症病床 | 6床   |  |
| 主な指定等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○長崎医療圏病院群輪番制病院</li> <li>○地域周産期母子医療センター</li> <li>○地域医療支援病院</li> <li>○地域がん診療連携拠点病院</li> <li>○地域脳卒中センター</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害拠点病院(地域災害医療センター)</li> <li>○臨床研修病院</li> <li>○第二種感染症指定医療機関</li> <li>○救命救急センター</li> </ul> |

|         |   |
|---------|---|
| 目指すべき医療 | <p>○救急医療</p> <p>○高度・急性期医療（がん医療、心疾患医療、脳血管疾患医療）</p> <p>○小児・周産期医療</p> <p>○政策医療（結核医療、感染症医療、災害医療）</p>  |
| 診療科目    | <p>36 科目</p> <p>内科、呼吸器内科、心臓血管内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、脳神経内科、血液内科、心療内科、精神科、緩和ケア外科、産科・婦人科、新生児内科、新生児小児科、小児科、小児外科、外科、消化器外科、心臓血管外科、呼吸器外科、乳腺・内分泌外科、肛門外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、麻酔科、放射線科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、臨床腫瘍科、病理診断科、救急科、歯科</p> |
| 敷地面積    | 11,017.72m <sup>2</sup>   |
| 建物規模    | <p>I 期棟 鉄筋コンクリート造（免震構造）地上 8 階地下 2 階</p> <p>II 期棟 鉄筋コンクリート造（免震構造）地上 4 階地下 1 階</p> <p>マニホールド棟</p> <p>駐車場棟（335 台） 鉄骨造 地上 5 階</p> <hr/> <p>総建築面積 8,215.71 m<sup>2</sup></p> <p>総延床面積 48,720.67 m<sup>2</sup></p>                  |

## 9 病院の沿革

|                  |   |
|------------------|---|
| 昭和 23 年 12 月 1 日 | 長崎市立市民病院として開設（内科、外科及び耳鼻咽喉科の 3 科。病床数 96 床） |
| 昭和 32 年 7 月 1 日  | 総合病院の承認を受ける                               |
| 昭和 54 年 4 月 1 日  | 長崎市立長崎病院から長崎市立病院成人病センターに改称                |
| 昭和 59 年 7 月 1 日  | 市民病院を本院、成人病センターを分院とする一元管理体制を開始            |
| 平成 4 年 7 月 1 日   | 市民病院を本院、成人病センターを分院とする一元管理体制を廃止            |



|                   |  |
|-------------------|--|
| 平成 8 年 12 月 20 日  | 災害拠点病院の指定を受ける                                      |
| 平成 14 年 12 月 9 日  | 地域がん診療連携拠点病院の指定を受ける                                |
| 平成 15 年 10 月 30 日 | 新医師臨床研修制度における臨床研修病院の指定を受ける                         |
| 平成 17 年 10 月 1 日  | 地域医療支援病院の名称承認を受ける                                  |
| 平成 20 年 4 月 1 日   | 地域周産期母子医療センターの指定を受ける                               |
| 平成 24 年 4 月 1 日   | 長崎市から「地方独立行政法人長崎市立病院機構」へ運営形態を移行                    |
| 平成 26 年 2 月 24 日  | 長崎みなとメディカルセンター 市民病院と名称変更<br>新病院 I 期棟開院             |
| 平成 28 年 3 月 1 日   | 新病院 II 期棟開院  |
| 平成 28 年 3 月 27 日  | 長崎みなとメディカルセンター 成人病センター閉院<br>長崎みなとメディカルセンター 市民病院と統合 |
| 平成 28 年 7 月 1 日   | 新病院 全面開院 (513 床)                                   |
| 平成 29 年 1 月 28 日  | 新病院 グランドオープン 駐車場棟供用開始                              |
| 平成 29 年 4 月 1 日   | 長崎みなとメディカルセンターと名称変更                                |
| 平成 30 年 4 月 1 日   | 地域脳卒中センターの指定を受ける                                   |
| 令和 2 年 1 月 27 日   | 救命救急センターの指定を受ける                                    |

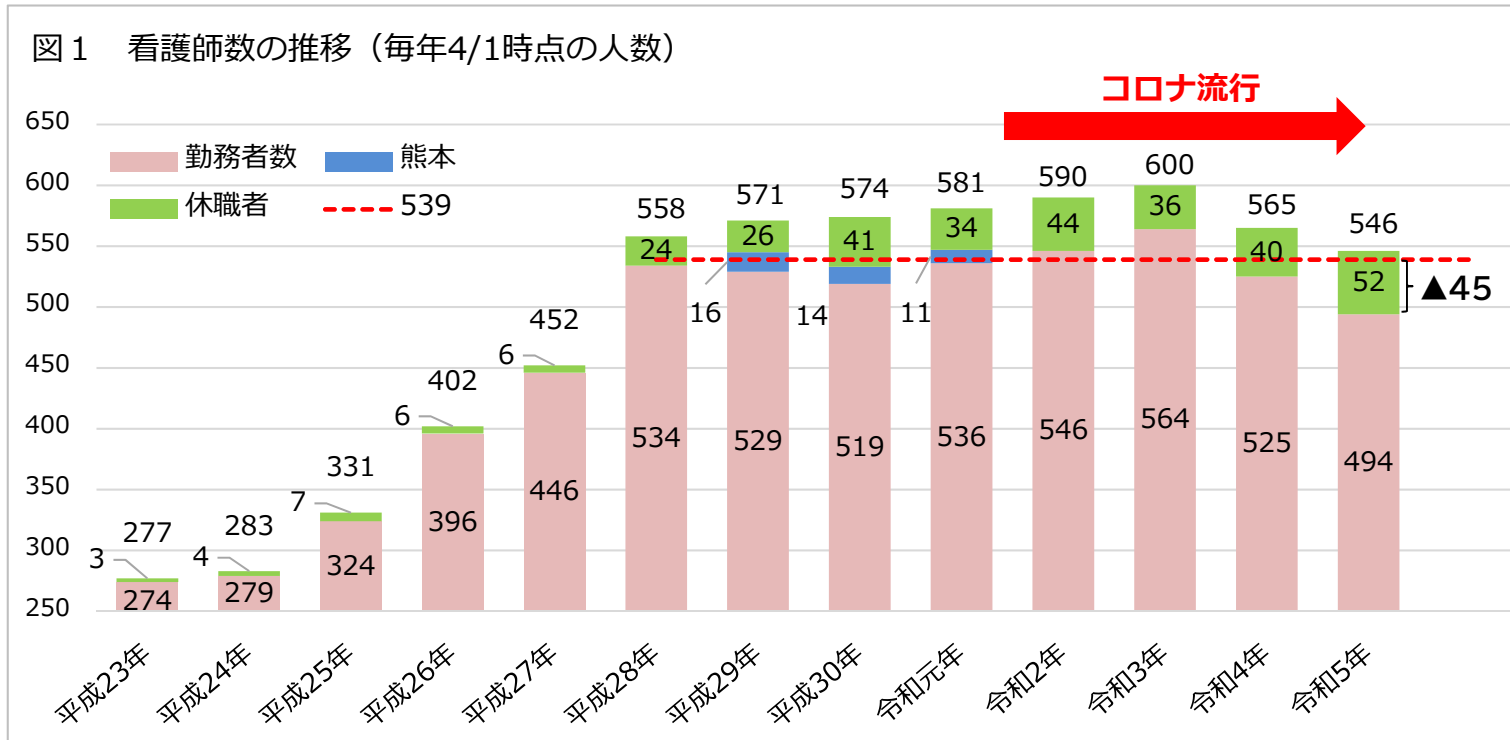
【参考資料2】第3期中期目標終了時に見込まれる業務実績評価（見込評価）

| 評価単位                                      | 見込評価 | 評価理由 |
|---|------|------|
| <b>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b> |      |      |
| 1 診療機能                                    |      |      |
| (1) 目指す医療                                 |      |      |
| ア 救急医療                                    | A    | —    |
| イ 高度・急性期医療                                | A    | —    |
| ウ 小児・周産期医療                                | A    | —    |
| エ 政策医療                                    | A    | —    |
| (2) 地域医療への貢献と医療連携の推進                      | A    | —    |
| (3) 安全安心で信頼できる医療の提供体制                     |      |      |
| ア 多職種連携によるチーム医療の推進                        | A    | —    |
| イ 医療安全対策の徹底                               | A    | —    |
| ウ 院内感染防止対策の実施                             | A    | —    |
| 2 患者・住民の視点に立った医療サービスの提供                   |      |      |
| (1) 患者中心の医療の提供                            | A    | —    |
| (2) 患者の満足度向上                              | A    | —    |
| (3) 患者・住民への適切な情報発信                        | A    | —    |
| (4) 外国人への医療の提供                            | A    | —    |
| 3 法令・行動規範の遵守                              | A    | —    |

| 評価単位                         | 見込評価 | 評価理由   |
|------------------------------|------|--|
| <b>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</b> |      |  |
| 1 PDCAサイクルの徹底による業務運営の改善      | A    | -  |
| 2 医療従事者の適正配置及び質の向上を目指した組織づくり |      |  |
| (1) 適正配置と人材評価                |      |  |
| ア 医療スタッフの適正配置                | B2   | <p>機構が目指す医療（救急医療、高度・急性期医療、小児・周産期医療、政策医療）の提供体制を充実させるための医療スタッフの適正配置数を算出し、配置を進めている。</p> <p>令和3年度以降減少が続く看護師の人員確保については、処遇改善や負担軽減、様々なツールを用いた求人情報の発信、学校訪問など取り組みを行っているが、充足には程遠い状況にある。看護師の不足は病院経営に多大な影響を及ぼすため、充足に向けてできる全ての対策を行う必要がある。</p>                       |
| イ 適正な人材評価制度の活用               | A    | -  |
| ウ 職員満足度の向上                   | B2   | <p>ハラスメント対策や、健康の維持増進については充実を図っている。</p> <p>一方、令和6年4月の医師の働き方改革関連法施行に向けて取り組みを加速する必要がある。</p> <p>また、看護師については、コロナ対応による体力的、精神的に大きな負担が原因と考えられる健康上の理由による離職が増えている。加えて、職員満足度調査において、他職種と比較して極端に満足度が低いことが明らかとなっており、健康管理や業務の負担軽減に向けた業務改善の取り組みは行われているものの十分とは言い難い。</p> |
| (2) 計画的な人材育成                 |      |  |
| ア 医療スタッフの専門性向上               | A    | -  |
| イ 事務職員の専門性向上                 | A    | -  |
| ウ 資格取得等に対する支援                | A    | -  |

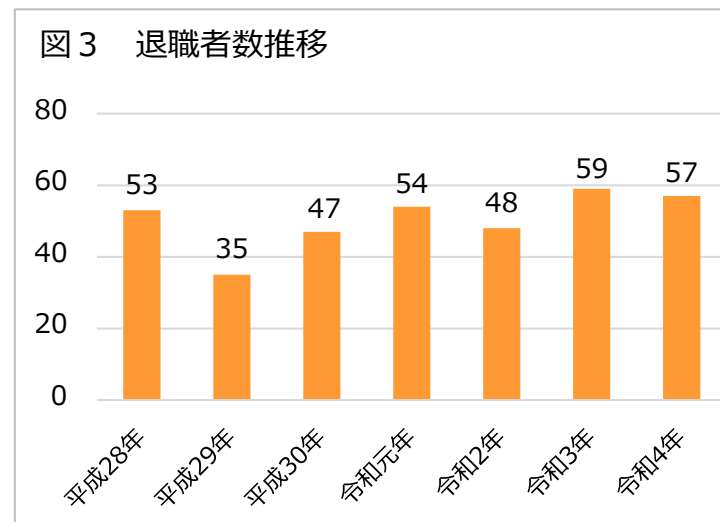
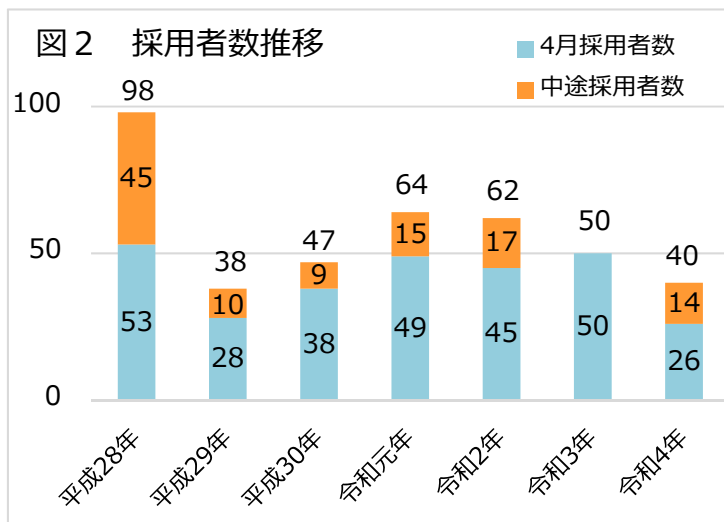
| 評価単位                      | 見込評価 | 評価理由   |
|---------------------------|------|--|
| <b>第4 財務内容の改善に関する事項</b>   |      |  |
| 1 持続可能な経営基盤の確立            |      |  |
| (1) 財務改善に向けた取組み           | B 1  | <p>コロナ禍において、一般病床の稼働を制限した中、救急医療や高度急性期医療を優先して行い、入院単価は上昇したものの、新入院患者数が目標を下回り、医業収支はマイナスとなっている。しかしながら、コロナ患者の受入に伴う財政措置（病床確保料）により、経常収支はプラスに転じている。その結果、経常収支比率は100%以上となり、累積欠損金も解消しているが、給与費、材料費及び経費の医業収益に占める比率が目標達成に至っていない。</p> <p>そのような中、令和5年度時点で看護師不足による病院経営への影響が懸念されていることから、充足に向けた対策を含め、将来を見据えた経営改善の取組みに一層注力する必要がある。</p> |
| (2) 安定的な資金確保に向けた取組み       | A    | —  |
| (3) 計画的な施設及び医療機器等の整備      | A    | —  |
| <b>第5 その他業務運営に関する重要事項</b> |      |  |
| 1 PFI事業者との連携による事業の円滑な推進   | A    | —  |

【参考資料3】長崎みなとメディカルセンターの看護師不足の状況



**病床数について**

- 許可病床 513床
- 令和4年8月～  
59床休床→454床で運用中



【参考資料4】地方独立行政法人長崎市立病院機構の経営状況

(単位：千円、税抜)

|                                 | 平成24年度            | 平成25年度            | 平成26年度             | 平成27年度             | 平成28年度             | 平成29年度             | 平成30年度             | 令和元年度              | 令和2年度             | 令和3年度             | 令和4年度             | 令和5年度<br>(見込)      |
|---------------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| <b>営業収益(A)</b>                  | <b>10,393,354</b> | <b>10,442,692</b> | <b>11,610,718</b>  | <b>13,227,010</b>  | <b>13,258,051</b>  | <b>13,882,984</b>  | <b>14,076,727</b>  | <b>14,260,090</b>  | <b>16,275,552</b> | <b>17,234,382</b> | <b>15,825,568</b> | <b>13,225,188</b>  |
| 医業収益                            | 9,244,627         | 9,110,239         | 10,610,252         | 11,944,691         | 11,837,300         | 12,535,744         | 12,774,513         | 13,174,971         | 11,615,992        | 12,333,186        | 11,904,470        | 11,886,774         |
| 補助金等収益                          | 41,499            | 32,406            | 38,384             | 45,196             | 40,626             | 38,005             | 33,577             | 40,756             | 3,479,368         | 3,698,521         | 2,758,887         | 210,695            |
| その他営業収益等                        | 1,107,227         | 1,300,047         | 962,082            | 1,237,123          | 1,380,125          | 1,309,235          | 1,268,637          | 1,044,363          | 1,180,191         | 1,202,676         | 1,162,210         | 1,127,719          |
| <b>営業費用(B)</b>                  | <b>9,928,458</b>  | <b>10,700,908</b> | <b>12,458,460</b>  | <b>14,008,757</b>  | <b>13,467,676</b>  | <b>13,556,261</b>  | <b>13,873,310</b>  | <b>14,587,280</b>  | <b>14,287,111</b> | <b>14,748,166</b> | <b>14,991,219</b> | <b>14,922,023</b>  |
| 医業費用                            | 9,771,779         | 10,568,946        | 11,964,284         | 13,463,364         | 12,858,963         | 12,920,271         | 13,159,509         | 13,799,040         | 13,481,820        | 13,827,661        | 14,118,683        | 14,036,801         |
| 一般管理費等                          | 156,679           | 131,962           | 494,176            | 545,394            | 608,713            | 635,989            | 713,801            | 788,240            | 805,291           | 920,504           | 872,536           | 885,222            |
| <b>営業利益(C)=(A-B)</b>            | <b>464,896</b>    | <b>▲ 258,216</b>  | <b>▲ 847,741</b>   | <b>▲ 781,748</b>   | <b>▲ 209,625</b>   | <b>326,723</b>     | <b>203,417</b>     | <b>▲ 327,190</b>   | <b>1,988,441</b>  | <b>2,486,217</b>  | <b>834,349</b>    | <b>▲ 1,696,834</b> |
| <b>営業外収益(D)</b>                 | <b>124,929</b>    | <b>140,880</b>    | <b>163,005</b>     | <b>86,602</b>      | <b>134,109</b>     | <b>163,862</b>     | <b>170,006</b>     | <b>162,935</b>     | <b>115,233</b>    | <b>118,076</b>    | <b>119,088</b>    | <b>115,028</b>     |
| <b>営業外費用(E)</b>                 | <b>240,097</b>    | <b>268,284</b>    | <b>160,754</b>     | <b>130,861</b>     | <b>173,579</b>     | <b>176,105</b>     | <b>171,977</b>     | <b>178,956</b>     | <b>172,762</b>    | <b>171,170</b>    | <b>174,270</b>    | <b>191,358</b>     |
| <b>経常利益(F)=(C+D-E)</b>          | <b>349,729</b>    | <b>▲ 385,621</b>  | <b>▲ 845,491</b>   | <b>▲ 826,007</b>   | <b>▲ 249,095</b>   | <b>314,480</b>     | <b>201,446</b>     | <b>▲ 343,211</b>   | <b>1,930,912</b>  | <b>2,433,122</b>  | <b>779,167</b>    | <b>▲ 1,773,164</b> |
| <b>臨時利益(G)</b>                  | <b>100,586</b>    | <b>0</b>          | <b>196,816</b>     | <b>54,970</b>      | <b>121,357</b>     | <b>463,466</b>     | <b>3,583</b>       | <b>86</b>          | <b>98,591</b>     | <b>1,530</b>      | <b>106,300</b>    | <b>0</b>           |
| <b>臨時損失(H)</b>                  | <b>24,730</b>     | <b>129,160</b>    | <b>843,617</b>     | <b>86,314</b>      | <b>43,592</b>      | <b>271,874</b>     | <b>201,845</b>     | <b>28,110</b>      | <b>2,917</b>      | <b>196,084</b>    | <b>87,683</b>     | <b>12,000</b>      |
| <b>当期純利益(I)=(F+G-H)</b>         | <b>425,585</b>    | <b>▲ 514,780</b>  | <b>▲ 1,492,292</b> | <b>▲ 857,351</b>   | <b>▲ 171,330</b>   | <b>506,073</b>     | <b>3,184</b>       | <b>▲ 371,235</b>   | <b>2,026,587</b>  | <b>2,238,568</b>  | <b>797,784</b>    | <b>▲ 1,785,164</b> |
| <b>目的積立金取崩額(J)</b>              | <b>0</b>          | <b>0</b>          | <b>0</b>           | <b>0</b>           | <b>0</b>           | <b>0</b>           | <b>0</b>           | <b>0</b>           | <b>0</b>          | <b>0</b>          | <b>19,788</b>     | <b>254,836</b>     |
| <b>当期総利益(I+J)</b>               | <b>425,585</b>    | <b>▲ 514,780</b>  | <b>▲ 1,492,292</b> | <b>▲ 857,351</b>   | <b>▲ 171,330</b>   | <b>506,073</b>     | <b>3,184</b>       | <b>▲ 371,235</b>   | <b>2,026,587</b>  | <b>2,238,568</b>  | <b>817,572</b>    | <b>▲ 1,530,328</b> |
| 累積額<br>(B/S) 目的積立金取崩<br>(資本剰余金) |                   | ▲ 89,195          | ▲ 1,581,487        | ▲ 2,438,838        | ▲ 2,610,168        | ▲ 2,104,095        | ▲ 2,100,911        | ▲ 2,472,146        | ▲ 445,559         | 1,793,009         | 2,610,581         | 784,899            |
| <b>利益剰余金</b>                    | <b>0</b>          | <b>▲ 89,195</b>   | <b>▲ 1,581,487</b> | <b>▲ 2,438,838</b> | <b>▲ 2,610,168</b> | <b>▲ 2,104,095</b> | <b>▲ 2,100,911</b> | <b>▲ 2,472,146</b> | <b>▲ 445,559</b>  | <b>1,793,009</b>  | <b>2,315,227</b>  | <b>614,899</b>     |

## 【参考資料 5】 地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会からの主な意見

### 1 開催日時

令和5年8月21日（月） 18時00分 ～ 20時00分

令和5年8月22日（火） 18時00分 ～ 20時00分

### 2 委員名簿

| 職 名                    | 氏 名        |
|------------------------|------------|
| 国立大学法人 長崎大学 経済学部教授     | 岡田 裕正（委員長） |
| 一般社団法人 長崎市薬剤師会 会長      | 上田 展也      |
| 公益社団法人 長崎県看護協会         | 坂井 和子      |
| 長崎純心大学 人文学部 教授         | 飛永 高秀      |
| 国立大学法人 長崎大学 長崎大学病院 病院長 | 中尾 一彦      |
| 長崎商工会議所 副会頭            | 佐々木 達也     |
| 一般社団法人 長崎市医師会 会長       | 松元 定次      |

### 3 主な意見

#### 前文

- ・これまでの3期 12年で地域の急性期及び高度急性期医療を担う基幹医療機関としての構造、組織及び機能的基盤がほぼ確立されたというものの、経営状況に鑑みると、経営基盤が確立したと言えるのか。重点項目4の「持続可能な病院経営を実現」では表現として弱いのではないか。

#### 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

##### 1 診療機能

##### (2) 地域の医療連携の推進

- ・医療と介護の連携、地域包括ケアシステムについては第4期中期目標では明記されていないことについて、地域包括ケアシステムは第4期中期目標期間中の令和7年を目途として構築が推進されている。明記されていないからといって「取り組まない」ということではないとのことであるが、言葉として残すことは必要ではないか。
- ・第3期で到達したということであれば第4期で改めて追加する必要はないのではないか。

## 【参考資料6】地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）抜粋

### （中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

### （中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額

四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画



## 六 剰余金の使途

### 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

- 3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

#### (年度計画)

第二十七条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の中期計画。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（以下この条及び第二十九条において「年度計画」という。）を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。当該年度計画を変更したときも、同様とする。

- 2 地方独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

#### (各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

- 2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。
- 6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(料金及び中期計画の特例)

第八十三条 第二十三条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。

- 2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。